

水素供給設備整備事業費補助金交付要領

制定 平成28年4月1日

改正 平成30年4月10日

改正 令和 4年4月25日

水素供給設備整備事業費補助金の交付については、水素供給設備整備事業費補助金交付要綱（制定：平成28年静岡県告示第473号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 定義

(1) 要綱第2(2)の知事が別に定める水素を供給する設備とは、次に掲げる設備とする。

- ア 供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造及び供給する設備（水素集中製造設備）
- イ その他知事が必要と認める設備

第2 交付の申請

(1) 要綱第4(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 補助対象設備及び補助対象経費一覧表（様式第1号）
- イ 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下、「センター」という。）が行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金における交付申請書（一式）の写し
- ウ センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金における交付決定通知書の写し
- エ 別表に掲げる申請者の組織又は身分が確認できる資料

第3 交付の条件

(1) 要綱第5(3)の知事が別に定める期間とは、センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金業務実施細則別表細5に定められている取得財産等を制限する期間とする。

第4 変更の承認申請

(1) 要綱第6エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金における計画変更等承認申請書（一式）の写し
- イ センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金における計画変更等承認結果通知書の写し

第5 実績報告

(1) 要綱第7(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 補助対象設備及び補助対象経費明細書（様式第2号）
- イ 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第3号）
- ウ センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金における実績報告書（一式）の写し
- エ センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金における確定通知書の写し

第6 その他の指示事項等

(1) 事業期間

補助事業を着手した日の属する年度中（当該年度の3月31日まで）に完了すること。

附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月10日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表

申請者の組織又は身分が確認できる資料
(1) 申請者が法人の場合 ア 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの） イ 財務諸表（直近2ヶ年分）
(2) 申請者が個人の場合 ア 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、パスポートのいずれかの写し イ 確定申告書B（直近2ヶ年分）、銀行の当座預金開設に関する証明書のいずれかの写し